

平成31・32年度

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書作成の手引き

建設工事等

京都府相楽郡笠置町



は じ め に

笠置町が発注する建設工事等の一般競争（指名競争）入札及び競争見積による随意契約に参加するには、指名競争入札参加資格審査を受けなければなりません。

建設工事等競争入札参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分留意のうえ、申請して下さい。

なお、申請書の有効期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2箇年となっており、追加審査はしておりませんので、ご了承下さい。

申 請 の 手 続 き

1. 申請のできる者

建設工事等競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を申請できる者は、下記の①～⑧のいずれにも該当しない者で、かつ、資格審査の申請時までに、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に定める経営に関する事項の審査（※）を受けた者でなければなりません。

※経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書（以下「経営事項審査結果通知書等」という。）の審査基準日及び審査結果通知日が、平成29年7月1日から平成31年1月31日までのもので、平成31年1月31日時点で最新の経営事項審査（以下「経審」という。）である必要があります。

- ①建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- ②成年被後見人、被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③資格審査申請書を提出するときに、消費税又は地方消費税等を滞納している者
- ④経営事項審査結果通知書等の審査基準日及び審査結果通知日が、平成29年7月1日から平成31年1月31日までのもので、かつ、平成31年1月31日時点で最新のもの（再審査を含む。）の審査対象に選択した直前2年又は3年の営業年度に完成工事高の無い者
- ⑤資格審査申請書を提出するときまでに、町が発注した建設工事等に関する債務を履行していない者
- ⑥資格申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- ⑦笠置町暴力団排除条例（平成23年条例第7号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当する者
- ⑧建設業法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しないもの

2. 受付期間

平成31年 2月12日(火) から平成31年 3月15日(金) まで(必着)

- ・郵送により提出して下さい。
- ・受理書が必要な場合は、受理書(指定様式)と定形封筒(返信先の住所及び氏名を記入のうえ)に82円切手を貼付けしたものを同封して下さい。
- ・持参による提出も可としますが、受理書は即日交付致しません(ただし、町内業者は除く)ので、郵送での提出にご協力下さい。
- ・持参の場合は、受付期間中の土曜日・日曜日・祝日を除く、平日 9:00~12:00、13:00~17:00 までにお越しください。
- ・申請書類を郵送後、10日を過ぎても受理書の返送及び不受理の連絡が無い場合は下記の間合せ先にお問い合わせ下さい。なお、土日祝日に到着した場合は、受付に時間を要しますので、ご了承下さい。

3. 提出先及び問い合わせ先

〒619-1393 (個別郵便番号につき住所の記載は必要ありません。)

京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地の 1 (〒619-1303)

笠置町役場 建設産業課 宛 (余白部に「資格審査申請書在中」等をご記入下さい)

TEL: 0743-95-2301 (内線 23)

4. 提出方法等

〃郵送〃 (ただし、町内業者を除く)

※受付期間を過ぎている場合は、不受理といたします。

書式はA4サイズ左綴じ(2箇所ホッチキス止め又は書類が厚い場合はひも綴じ)

〃1部〃提出して下さい(紙ファイル等のファイル綴じは不要です)

5. 提出書類の様式

笠置町指定様式

※笠置町ホームページからダウンロードして下さい。

<http://www.town.kasagi.lg.jp/>

6. 提出書類

No.2 からNo.12 までを順番に綴じ込んで下さい。なお、No.1 及びNo.13 は、綴じ込まないで下さい。提出書類の不備の場合は、受付いたしませんので、必ず全ての書類を揃えてから申請して下さい。

No.	提出書類	様式等	説明
1	業者登録カード		綴じ込み不要です。 押印不要。
2	一般競争（指名競争） 参加資格審査申請書	様式 1	全ての項目を記入し、代表者印を押印して下さい。
3	許可業種	様式 1-1	許可を受けている業種、許可日、経審の内容を転記して下さい。
4	営業所一覧表	様式 2	本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所等を記入下さい。
5	工事経歴書	様式 3	直前 2 年間の主な工事について記載下さい。経審に添付した経歴書の写しでも可。
6	経営事項審査結果通知書	写し可	経営事項審査結果通知書等（総合評点値（P）のあるもの。）の審査基準日（許可番号の下に記載されている日付）及び審査結果通知日（経営事項審査結果通知書等の左下に記載されている日付）が、平成 29 年 7 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日までのもので、かつ、その審査結果通知日が、平成 31 年 1 月 31 日時点で最新のもの（再審査を含む。）を提出して下さい。
7	技術職員名簿	様式 4	上記の 6 経営事項審査結果書の添付書類 8 に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写し及び申請時点における技術職員名簿を提出して下さい。経営事項審査申請書に添付した技術者名簿の写しでも可。
8	建設業許可証明書又は 建設業許可通知書 ※委任する場合は、 建設業許可申請書の 様式第 1 号別紙 2	写し	建設業許可通知書の写し。（許可証明書でも可。ただし、発行後 3 か月以内のものに限る。）許可の有効期間が経過していて、現在更新申請中の場合はその許可申請書の写しを添付のこと。 支店・営業所等へ委任する場合は、委任先の建設業許可を確認しますので、左記の別紙 2 を添付して下さい。

9	使用印鑑届	様式 5	入札及び契約に使用する印鑑 (印鑑証明書は不要)
10	「法人税」又は「申告 所得税」及び「消費税 及び地方消費税」等の 納税証明書 (申告先の税務署) ※町外業者	写し可	発行後 3 か月以内のもの。 法人及び個人とも次のいずれかの様式の証 明書を提出して下さい。なお、免税業者の 方も納税証明書は発行されます。 法人：様式 3 又は 様式「その 3 の 3」(法人税と消費 税及び地方消費税の証明) 個人：様式 3 又は 様式「その 3 の 2」(申告所得税と 消費税及び地方消費税の証明)
	町税納税証明書 (最新年度) ※町内業者	写し可	町内に本店、支店又は営業所等がある場合 は、町税等(法人町民税、町府民税、固定 資産税、国民健康保険、軽自動車税)の納 税証明書を添付して下さい。(申請日の属す る年度分の証明書)
11	商業登記簿謄本等	写し可	法人：登記簿謄本 個人：代表者の身分証明書(本籍地の市区 町村で証明を受けて下さい)
12	年間委任状	様式 6	入札・契約の締結等の権限を資格審査申請 者から支店長等に委任したい場合は提出し て下さい。
13	入札参加資格申請受理 書		綴じ込み不要です。 受理書が必要な場合に提出。
	返信用封筒		受理書が必要な場合は、住所・氏名を記入 のうえ、切手を貼付けて同封して下さい。

7. 申請書等記入時の注意事項等

1. 業者登録カード(町様式)

笠置町指定様式を使用し、「2. 建設工事競争入札参加資格申請書(様式1)」と同様に記入して下さい。

- ・押印は必要ありません。
- ・入札参加希望工事一覧

入札に参加希望する業種に○印、許可区分には参加希望の有無に問わず、許可を受けている業種の一般、特定に○印を記入して下さい。また総合評点値(P)は最新の経審結果通知書を反映させて下さい。

- ・町指定様式となっていますので、必ず提出して下さい。

2. 建設工事競争入札参加資格審査申請書（様式1）

笠置町指定様式を使用して下さい。

- ・代表者氏名
代表取締役が2名以上ある法人の場合、建設業の許可上の代表者氏名を記入して下さい。
- ・主たる営業所の所在地
建設業許可上の「主たる営業所」の所在地を記入して下さい。
- ・法人・個人の区分
法人又は個人のいずれかを○で囲んで下さい。
- ・電話/Fax 番号（支店・営業所の電話番号も同様）
市外局番、局番、番号をハイフンで区切って左詰めで記入して下さい。
- ・商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地等が、提出書類の経営事項審査結果通知書等の内容と異なる場合には、その理由を簡潔に申請書の最下部の欄外に記載して下さい。
- ・建設業の許可番号
大臣知事コードについては国土交通大臣許可であれば「00（ゼロゼロ）」を、京都府知事許可であれば「26」を記入して下さい。国土交通大臣許可であれば大臣のところを○で囲み、京都府知事許可であれば（ ）内に「京都府」と記入して下さい。許可区分については、一般建設業のみの場合は「般」を、特定建設業のみの場合は「特」を、一般及び特定建設業のいずれもある場合は「般特」を○で囲んで下さい。許可年度については、建設工事入札参加資格審査申請時点で有効な許可が複数ある場合は、最も古い年度の数字を和暦で記入して下さい（例えば、平成20年度であれば「20」を記入します）。許可年度及び番号の数字については、右詰めで記入し、左余白には「0（ゼロ）」を記入して下さい。
- ・受任者については、契約の締結等の権限を、建設工事入札参加資格審査申請者から支店長等に委任したい場合のみ記入して下さい。（併せて年間委任状を提出して下さい）ただし、委任する支店等が入札参加を希望する業種の建設業許可を有していることが必要です。
- ・申請書担当者及び連絡先
本申請書内容について、問い合わせをする場合がありますので、必ず記入して下さい。
- ・企業分類、総職員数及び資本金
個人の場合は、総職員数（技術職員及び事務職員を含めた全職員数）のみを記入して下さい。法人の場合は、総職員数（技術職員及び事務職員を含めた全職員数）及び提出書類の経営事項審査結果通知書等に対応する資本金を記入し、その資本金が3億円以下又は総職員数が300人以下のいずれかに該当すれば、企業分類は「中小」を、そのいずれにも該当しなければ、企業分類は「大」を○で囲んで下さい。
- ・経営事項審査基準日及び経営事項審査結果通知日
提出いただく経営事項審査結果通知書等に記載されている審査基準日と結果通知日を記載して下さい。なお、審査基準日及び審査結果通知日が平成29年7月1日から平成31年1月31日のもので、かつ、その審査結果通知日が、平成31年1月31日時点で最新（再審査を含む）の日付を記入して下さい。

3. 許可業種（様式1-1）

笠置町指定様式を使用して下さい。

- ・許可を受けている建設業の種類
許可を受けている全ての建設業の種類について、一般建設業、特定建設業に区分して、それぞれ該当するところに○印を記入して下さい。
- ・経営事項審査を受けている建設業の種類
提出書類の経営事項審査結果通知書等に基づき、経営事項審査を受けているものに○印を記入して下さい。
- ・入札を希望する建設工事の種類
建設業の種類ごとに、次の要件を全て満たしているもので、入札参加を希望するものに○印を記入して下さい。次の要件を全て満たしていない場合は、入札参加を希望することはできません。例えば、建設工事の種類のうちで、経営事項審査を受けていないもの及び完成工事高（2年又は3年平均）がないものは、入札参加を希望することはできませんので、○印を記入できません（記入しても無効となります）。また、指定7業種（土木一式工事、建築一式工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、電気工事、造園工事）について、特定建設業の許可を有する者が監理技術者を有していない場合も同様です。なお、年間委任先が有る場合は、委任先の事務所が許可を受けた業種以外は入札参加を希望することはできません。
- ・許可年月日
入札参加を希望するものについてのみ、許可年月日を記入して下さい。年については、和暦で記入して下さい。数字は右詰めとして空白は「0（ゼロ）」を記入して下さい。
- ・許可更新手続
建設工事競争入札参加資格審査申請時点で許可更新中の場合は、古い許可年月日を記入し許可更新申請手続欄に○を記入して下さい。
- ・2年又は3年平均完成工事高
経営事項審査結果通知書等に記載された「2年又は3年平均完成工事高」を希望業種の欄に記入して下さい。

4. 営業所一覧表（様式2）

笠置町指定様式を使用して下さい。

- ・名称
本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所等を記入して下さい。
- ・許可を受けている建設業
許可業種（様式1-1）の「建設業の種類（建設工事の種類）」の（ ）内に記載された略号を記入して下さい。
- ・主たる営業所
主たる営業所として建設業の許可を受けているもの（原則として本店）を記入して下さい。
- ・記入しきれない場合は、書式をコピーのうえ、記入して下さい。
ただし、必要事項が記載されていれば、他の様式（建設業許可申請書の別表等）の

写しの添付も可とします。

- ・年間委任先として届出る事務所が有る場合は、アンダーラインを入れる等、分かり易く記入して下さい。

5. 工事経歴書（様式3）

笠置町指定様式を使用して下さい。

建設工事の種類別に直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記入して下さい。

下記の添付書類6に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している工事経歴書の写しでも可とします。

6. 経営事項審査結果通知書等の写し

経営事項審査結果通知書等（総合評点値（P）のあるもの）の審査基準日（許可番号の下に記載されている日付）及び審査結果通知日（経営事項審査結果通知書の右上方に記載されている日付）が、平成29年7月1日から平成31年1月31日までのもので、かつ、その審査結果通知日が、平成31年1月31日時点で最新のもの（再審査を含む）を提出して下さい。

7. 技術職員名簿（様式4）

笠置町指定様式を使用して下さい。

- ・技術職員が多数いる場合等、上記の添付書類6に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写しでも可とします。

8. 建設業許可通知書等

建設業許可通知書の写しを提出して下さい。

ただし、許可の有効期限が経過していて、現在「更新申請中」の場合は、その許可申請書の写しを添付して下さい。なお、発行後3か月以内のものであれば、建設業許可証明書でも可とします。

支店・営業所等へ委任する場合は、委任先の建設業許可を確認しますので、建設業許可申請書の様式第1号別紙2を添付して下さい。

9. 使用印鑑届（様式5）

笠置町指定様式を使用して下さい。

入札及び契約の締結等に使用する印鑑を押印して下さい。なお、印鑑証明書の添付は必要ありません。

10. 申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

○町外業者

- ・法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付は、申告している税務署で受けて下さい。
- ・申請用紙は、①書式「その3」（未納税額のない証明）、②書式「その3の2」（申

告所得税と消費税及び地方消費税の証明)又は③書式「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税の証明)を税務署で入手して下さい。

- ・発行後3か月以内の原本又は、原本の写しを提出して下さい。(文字及び印影の鮮明なもの)

○町内業者

- ・町内業者(法人にあつては笠置町内に主たる営業所(本店又は支店)を有する業者で本店代表者個人分と支店長等個人分、個人にあつては笠置町内に主たる営業拠点を有する業者、以下同じ)の方は、笠置町役場税住民課で納税証明書の交付を受けて下さい。

町税等とは、法人町民税、町府民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税で、最新年度分とします。交付を受ける際には、本人確認ができるもの(運転免許証等)及び交付手数料を持参して下さい。

- ・納税証明書は、発行後3か月以内の原本又は、原本の写しを提出して下さい。(文字及び印影の鮮明なもの)
- ・納税証明書の請求者が納税義務者(法人の場合は代表者)でない場合は、納税義務者の委任状を必ず窓口に持参して証明を受けて下さい。

11. 商業登記簿謄本等

発行後3か月以内の履歴事項又は現在事項全部証明書の原本又は、原本の写しを提出して下さい。

個人の場合は、身分証明書(本籍地の市町村で発行)の原本又は、原本の写しを提出して下さい。

12. 年間委任状(様式6)

笠置町指定様式を使用して下さい。

- ・年間にわたって支社・支店等に入札契約等に関する権限を委任する場合は、提出して下さい。
- ・受任者は当該支社・支店等の代表者として、委任者、受任者ともに押印して下さい。
- ・委任期間は、平成31年4月1日～平成33年3月31日までとしてください。

13. 入札参加資格申請受理書(町様式)

笠置町指定様式を使用して下さい。

- ・受理書が必要な場合は、資格審査申請書類の記載内容に不備や誤記等がなく、かつ、期日までに届いた申請書については受理書を交付しますので、資格審査申請者の「商号又は名称」及び「代表者氏名」を記入し、綴じ込まないで提出して下さい。なお、年間委任状を提出された場合でも、「商号又は名称」及び「代表者氏名」は受任者名では記入しないで下さい。

※ 申請後の注意事項

1. 参加資格の有効期間

一般競争等入札参加資格の有効期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までです。

2. 申請書記載事項の変更

建設工事競争入札参加資格を持つ者で、次の事項に変更があった場合は、速やかに笠置町 建設産業課へ「建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出して下さい。

※平成31・32年度中は入札を希望する建設工事の種類を追加はできませんので、次回定期審査（平成33年2月）の申請時に登録を希望してください。（年度途中での追加登録はできません。）ただし、削除については変更届を提出して下さい。

変更事項	届出	添付書類	
		個人	法人
商号又は名称 主たる営業所の 所在地	必要		履歴事項全部証明書（写し） 年間委任状 （年間委任状提出者のみ）
法人の資本金額 出資総額	不要		
代表者	必要		履歴事項全部証明書（写し） 年間委任状 （年間委任状提出者のみ）
代表者登録印 又は使用印鑑	必要		年間委任状 （年間委任状提出者のみ）
建設業許可番号 許可年月日、許 可業種	必要	許可通知書（写し） 又は許可証明書	許可通知書（写し） 又は許可証明書
支店・営業所等 の所在地、名称 受任者の職氏名 （年間委任状提 出者のみ）	必要		履歴事項全部証明書（写し） 年間委任状
電話番号又は FAX番号	必要		
経営事項審査結 果通知書	不要		